

令和6年6月18日
島根県農林水産部沿岸漁業振興課
沿岸・内水面漁業振興係
中山、栗田
TEL:0852-22-5323
FAX:0852-22-6048

邑南町内の養殖場における コイヘルペスウイルス（KHV）病の発生について

1. 概要

島根県水産技術センター内水面浅海部が実施したKHV病一次検査（PCR検査）の結果、KHV陽性と判定された邑南町の養殖場（江の川水系出羽川周辺）でへい死したコイ（6月14日発表）について、（国研）水産研究・教育機構 水産技術研究所（三重県）での確定診断の結果、検体3尾中3尾について陽性と判定され、KHV病と確定しました。

2. 対応

- （1）養殖場に対し、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置として所有するコイの移動禁止命令を行う（ただし、移動前に移動元の養殖場においてエラを除去する場合等の特定の条件を満たす場合を除く。）。
- （2）邑南町に対し、次のとおり要請した。
 - ・周辺水域におけるコイ斃死時の通報と適切な処分の徹底。
 - ・住民に対し、履歴の不明なコイの入手や譲渡の自粛の徹底。
- （3）検査結果について、関係機関へ通知する。

3. その他

- （1）今般、移動禁止命令を発出する養殖場が排水している出羽川については、本事例発生以前より、島根県内水面漁場管理委員会指示に基づきコイの持出しを禁止しており、今回の発生による新たな措置は行いません。

島根県内水面漁場管理委員会指示は、こちらからご覧になれます。

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/khv/khvshiji.html

- KHV病はコイ特有の病気で、コイ以外の魚類や水産動物、ヒトに感染することはありません。また、仮に感染したコイを食べたり触ったりしても、人体への影響はありません。
- 周辺水域でへい死したコイを見つけた場合は、邑南町産業支援課へご連絡ください。